

## 世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託公募型プロポーザル 業務内容

### 1 概要

令和7年4月に施行された「世田谷区子どもの権利条例」の理念を実現するため実施するユースカウンシル事業において、より多くの、より多様な子どもの意見表明を促すため、デジタル技術を活用した新たな取組みとして、デジタルプラットフォームを導入し、子ども・若者を中心により幅広い年齢層の区民参加を推進することを目的とする。

### 2 業務内容等

#### (1) デジタルプラットフォームの構築

##### ①基本要件

- ・区の指示に基づき、専用画面の初期構築等を行うこと。
- ・システムの利用にあたり、クラウド方式でサービスを提供するなどサーバ等の導入が不要であること。
- ・当区が掲示したコンテンツのみ掲載される専用ウェブサイトを提供できること。
- ・当区専用のウェブサイトへのアクセスや閲覧を設定する権限について、区において設定することが可能であること。
- ・ユーザー登録機能を有していること。
- ・SSL 暗号化技術等を採用し、情報漏洩等への対処が講じられていること。
- ・特別なソフトウェアやプラグインを不要とし、一般的なインターネットブラウザ（MicrosoftEdge、Chrome、Safari 等）で閲覧、ユーザー登録およびログインに対応すること。
- ・パソコン（Windows・Macintosh）だけではなく、スマートフォン・タブレット（iOS・Android）からの閲覧、ユーザー登録およびログインに対応すること。

##### ②必要な機能

- ・テーマを設定した掲示板を設置することができ、ユーザー登録を終えた参加者は関心がある掲示板に入り、設定されたテーマについて、参加者同士が継続的に議論を行うことができる。
- ・設定する各テーマに応じて公開する期間を区が設定できること。
- ・区からの情報発信が可能であること。
- ・アンケート等による若者への意見聴取が可能であること。
- ・不適切な文言が表示されない機能を有していること。
- ・区の指示に基づき、専用画面の初期構築等を行うこと。

#### (2) デジタルプラットフォームの運用支援

- ① 効果的な運用に向けた伴走支援を実施すること。
- ② 区の要望に応じた技術的な支援を行うこと。
- ③ 操作マニュアル等を作成すること。
- ④ 運用方法や操作方法に関する説明会を実施すること。

#### (3) デジタルプラットフォームの保守管理

- ① アクセス状況に応じた負荷分散設定を行うこと。
- ② サイトについて定期的に保守を行い、必要に応じて改修を行うこと。

- ③個別インスタンスのバックアップを行うこと。
- ④障害検知に伴う対応を行い、区へ報告すること。
- ⑤区からの障害事象等に関する問い合わせへの対応を行うこと。
- ⑥区からの指示に基づき、登録者の属性や数、コメント数などの運用状況情報を提供すること。

### 3 業務実施体制

- (1) 本業務を遂行するために十分な業務実施体制を確保したうえで、責任者及び連絡窓口を明示した業務実施体制表を提出すること。
- (2) 業務実施体制の変更が生じる場合には、1ヶ月前までに変更内容を記載した書面をもって報告し、事前に区の承認を得ること。

### 4 運営に関する経費

- (1) 世田谷区が支出する経費等は、以下のとおりとする。  
『委託費』令和8年度4,694,800円（税込）
- (2) 委託料に関する詳細は、契約書において定める。
- (3) 支出経費は、その目的により、事業別に整理しなければならない。

### 5 再委託の扱い

受託者は委託業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。ただし、附属業務でやむを得ず再委託する必要があるときは、受託者は、再委託先の事業者名、再委託の業務内容、事業執行場所について書面により事前に区に通知し、承諾を得ること。また、再受託者にも、この契約と別紙の特記事項を遵守させ、再受託者が区にとって不利益となる事象を発生させた場合、すべての責は受託者が負うこと。

### 6 進捗状況の報告

受託者は、区から指定がある場合には、受託した業務の進捗状況等について書面等により報告しなければならない。また、区から指定がある場合には、打合せを開催しなければならない。なお、障害対応時の報告は速やかに行うものとする。

### 7 その他

- (1) データベース化にかかる物品については、すべて受託者が用意すること。
- (2) 別紙2「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。
- (3) 別紙3「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」遵守すること。
- (4) その他、本業務内容に明示のないもの、またはその解釈に疑義を生じたものについては、区と協議のうえ定めること。

### 8 担 当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33  
世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課  
電話 03-5432-2585（直通）  
FAX 03-5432-3050